

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 12 月 22 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700465 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700223 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 19 年 12 月 25 日及び平成 21 年 8 月 12 日の標準賞与額を 25 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 25 日及び平成 21 年 8 月 12 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 12 月 25 日及び平成 21 年 8 月 12 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成 28 年 8 月 12 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額を 25 万円に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 47 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 19 年 12 月
② 平成 21 年 8 月
③ 平成 28 年 8 月
④ 平成 28 年 12 月

A社における請求期間の標準賞与額の記録が漏れているが、請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者から提出された賞与に係る給料支払明細書及び事業主の陳述により、請求者は、請求期間①及び②において、A社から 25 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、賞与の支給日については、事業主の陳述及びオンライン記録により確認できる請求者のA社における賞与支給日から、請求期間①は平成 19 年 12 月 25 日、請求期間②は平成 21 年 8 月 12 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 12 月 25 日及び平成 21 年 8 月 12 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間③及び④について、請求者から提出された請求期間③における賞与の明細及び請求期間④における賞与に係る給料支払明細書により、請求者は、請求期間③及び④において、A 社から 25 万円の賞与の支払を受けたことが認められる。

請求期間③及び④については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、標準賞与額については、上記賞与の明細及び賞与に係る給料支払明細書により確認できる賞与額から、それぞれ、25 万円に訂正することが必要である。

また、賞与の支給日については、事業主の陳述及びオンライン記録により確認できる請求者の A 社における賞与支給日から、請求期間③は平成 28 年 8 月 12 日、請求期間④は同年 12 月 25 日とすることが妥当である。